

子支第 1100 号

令和 2年6月12日

大分県医師会

会長 近藤 稔 殿

大分市長 佐藤 樹一郎



大分市子ども医療費助成事業の改正について（通知）

向暑の候、貴殿におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より本市の子ども医療費助成事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では子育て環境の一層の充実を図るため、「大分市子ども医療費の助成に関する条例」の一部改正を行い、令和2年10月1日より、下記のとおり医療費助成の内容を拡充することといたしました。

つきましては、本事業の趣旨をご理解いただき、その円滑な実施のため、貴会のご協力をお願い申し上げます。

また、貴会会員の皆様への周知につきましてもご配慮くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 改正内容

市町村民税非課税世帯の小・中学生の通院に係る医療費について無料化を行う。

※本改正に伴い、市町村民税非課税世帯の小・中学生の通院に係る公費負担者番号「83448514」が追加となります。なお、受給者番号に変更はありません。

2. 実施時期

令和2年10月1日診療分から

【お問い合わせ先】

大分市 子育て支援課

給付・医療費助成担当班 中津留・山本

電話：097-537-5796（直通）

令和2年10月診療分より 子ども医療費助成事業の助成範囲が拡大されます

大分市では、子育て環境の一層の充実を図るため、子ども医療費助成事業を拡充し、市町村民税非課税世帯の小・中学生の通院に係る医療費を令和2年10月診療分より無料化します。

【改正内容】

年齢	対象となる医療費	現行	令和2年10月診療分から
		自己負担	自己負担
0歳から小学校就学前 (小学校に入学する年の3月31日まで)	入院・通院 歯科・調剤	なし(無料化)	現行通り
小・中学生 (15歳到達後最初の3月31日まで)	入院	なし(無料化)	現行通り
	通院・歯科 調剤	助成対象外	市町村民税非課税世帯に属する児童については、なし(無料化)

※医療費(保険診療に限る)の自己負担額を助成します。

【改正に伴う事務取扱変更点】

(1) 公費負担者番号

対象年齢	対象となる医療費	令和2年9月診療分まで	令和2年10月診療分から
0歳から小学校就学前	入院・通院 歯科・調剤	83449017	83449017 (現行どおり)
小・中学生	入院のみ	83448019	83448019 (現行どおり)
小・中学生	通院・歯科 調剤	なし	83448514 (新規追加) ※市町村民税非課税世帯に属する児童に限る

・市町村民税非課税世帯以外の小・中学生の通院に係る医療費は対象外です。

(2) 受給資格者証について

- 子ども医療費助成受給資格者証の公費負担者番号が2種類から3種類となります。
(①0歳から小学校就学前まで ②小・中学生(入院) ③小・中学生(通院・市町村民税非課税))
- 受給者番号に変更はありません。
- 登録申請済みの子どもの対象に新しい受給資格者証を交付します。(令和2年9月末ごろ郵送予定)
- 新しい受給資格者証の対象者は約3,100人(約7.7%)です。

【お問い合わせ先】

大分市役所 子育て支援課 子ども医療費助成担当 電話：097-537-5796(直通)

別子支第696号
令和2年6月1日

大分県医師会
会長 近藤 稔 様

別府市長 長野 恭紘



子ども医療費助成事業の助成拡大について(お知らせ)

平素より、当市の児童福祉行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、当市におきましては、子ども医療費助成事業の助成対象を下記のとおり拡大いたします。

つきましては、制度拡大の概要をお知らせいたしますので、会員各位へ周知していただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

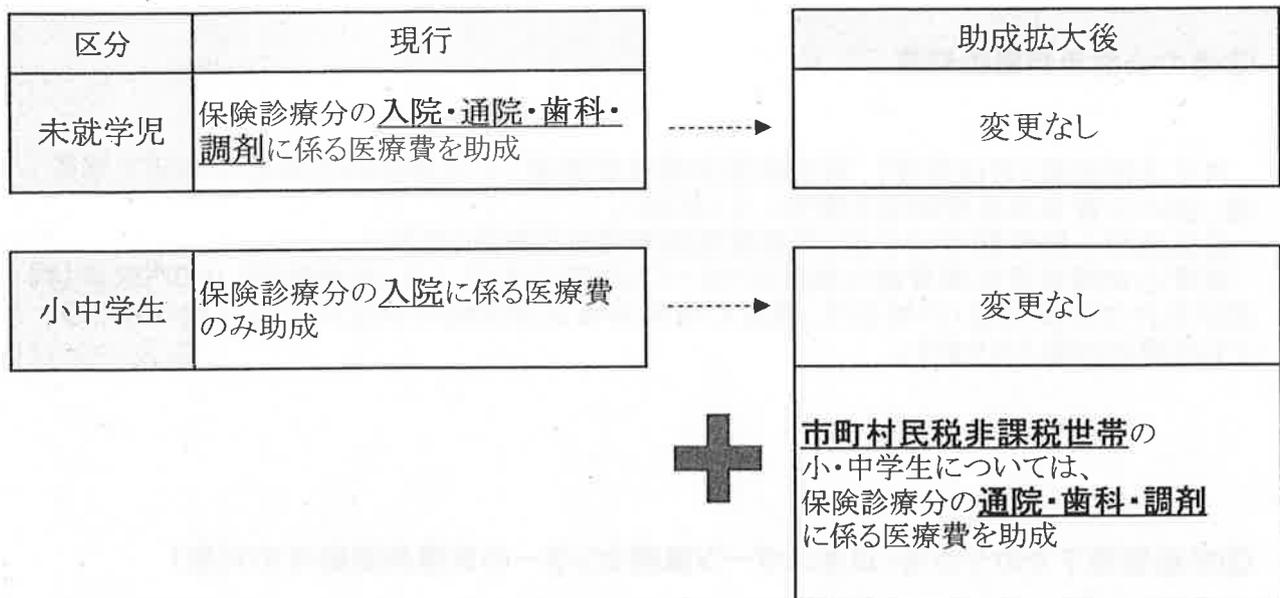
記

- 1 制度拡大の概要 市町村民税非課税世帯の小中学生の通院、調剤に対象を拡大
- 2 改正の時期 令和2年10月診療分から実施
- 3 公費負担者番号 83448027(別府市子ども医療小中学生入院分と同じ)

問合先
別府市子育て支援課給付支援係
担当 中西・大原
TEL0977-21-1427(直通)

◆子ども医療費助成事業の変更について

令和2年(2020年)10月1日診療分から、市町村民税非課税世帯の小中学生の通院分の助成をはじめます。



○対象者 ※市に受給資格登録申請が必要です。

- ・別府市に住所がある小中学生(15歳に到達する日以後の最初の3月31日まで)
- ・健康保険に加入している方
- ・子どもの保護者及び子どもと同一世帯の方全員の当該年度の市町村民税が非課税の方

※生活保護受給者、ひとり親家庭等医療費受給資格者はこの制度の対象外です。

○助成の対象にならないもの

- ・健康診断、乳幼児健診、交通事故でのけが、診断書などの文書料など
保険適用外のもの

○制度開始までのスケジュール

- ・6月下旬 小中学校を通じてお知らせ、申請書、返信用封筒を配布予定
- ・令和2年7月1日～令和2年7月31日 郵送による申請受付予定
- ・令和2年9月下旬 対象者に子ども医療費受給資格者証を郵送予定

○他の制度との関係

①ひとり親家庭等医療費助成制度

原則として、ひとり親家庭等医療費助成制度が優先となります。

子ども医療費助成制度対象者が、ひとり親家庭等医療費助成制度対象者になったら、子ども医療費受給資格者証は回収しています。

②他の公費負担医療制度

自立支援医療(育成医療)、特定疾患治療研究事業、小児慢性特定疾患治療研究事業等、国の公費負担医療制度を優先してください。

自己負担上限月額分は子ども医療費助成制度をご利用ください。

重度心身障害者医療費給付制度についても同様ですが、1月1医療機関1,000円未満(調剤があれば合算対象)の場合は、重度心身障害者医療費給付制度の助成対象外のため、子ども医療の対象となります。

③学校管理下でのケガ等(日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象)

日本スポーツ振興センターの災害共済給付を優先してご利用ください。

医療機関窓口では、通常どおり一部負担金の支払いを受けた上、領収証を発行してください。

後日、保護者が申請用紙を持参したら、「医療等の状況」欄に必要事項をご記入の上、保護者に渡してください。

また、保護者から医療機関窓口での支払いが困難との申し出があった場合には、子ども医療をご利用ください。

この場合も、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の手続きをすれば、お見舞金等の差額が日本スポーツ振興センターから支給されます。所定の用紙に子ども医療利用分を漏れなくご記載ください。

なお、初診から治癒までの医療費(3割負担で1,500円未満)の場合は、全額子ども医療をご利用ください。

④別府市学齢児童、生徒就学援助制度

学校保健安全法施行令第8条に定める疾病(う歯等)で、学校からの治療の指示を受けたものの医療に要する経費について、保護者の申請により教育委員会が医療費を援助する制度です。

保護者には学校から説明を受け、既に助成を受けている制度と就学援助のどちらを利用するか選択していただきます。

保護者が助成を希望する制度で対応をお願いします。